

令和6年度

第2期富士見市健康増進計画及び
第3期富士見市自殺対策計画策定支援業務委託

募集要領

令和6年4月

富士見市健康福祉部健康増進センター

【目 次】

1	趣旨	2
2	業務の目的	2
3	業務概要	2
4	プロポーザル方式の種別	3
5	受託候補者の選定までのスケジュール	3
6	参加資格等	3
7	質問・回答の方法	3
8	参加資格の審査・結果通知	4
9	応募期間・応募方法	4
10	プレゼンテーション等の日時・内容等	5
11	受託候補者を選定するための評価基準及び審査方法	5
12	審査結果通知及び結果の公表	6
13	失格要件	6
14	契約方法	6
15	提出に費用の負担	6
16	その他の注意事項	6

1 趣旨

この要領は、富士見市（以下、「本市」という。）が実施する第2期富士見市健康増進計画及び第3期富士見市自殺対策計画策定支援業務委託を実施するに当たり、企画提案を募り、価格評価のみならず、企画提案書、プレゼンテーションの内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託候補者として選定する方式（以下、「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

本市では、令和3年4月に「いきいき健康&歯っぴーライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画、富士見市歯科口腔保健推進計画 後期計画）」を策定した。

また、令和4年4月に「第2期富士見市自殺対策計画」を策定した。両計画ともに、令和7年度をもって終了することから、計画に位置付けられた取組の相乗効果と推進力を高めるために、計画の検証に基づく見直しを行い、新たな計画を一体的に策定することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

第2期富士見市健康増進計画及び第3期富士見市自殺対策計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「第2期富士見市健康増進計画及び第3期富士見市自殺対策計画策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間

契約の締結日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額

金10,195,000円（消費税及び地方消費税含む。）

継続費の各年度の年割額 令和6年度 金4,259,000円

令和7年度 金5,936,000円

※提案に際しては、年度ごとの上限額について超えない範囲とする。

(6) 担当窓口（提出先）

富士見市健康福祉部健康増進センター

住 所：〒354-0021 埼玉県富士見市大字鶴馬3351番地の2

電 話：049-252-3771

F A X：049-255-3321

電子メール：kenkouzoushin@city.fujimi.saitama.jp

4 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

5 受託候補者の選定までのスケジュール

	内 容	予 定 日
1	プロポーザル審査委員会の設置	3月27日
2	公募開始	4月 8日
3	質問書の提出期限	4月12日
4	質問に対する回答期限	4月17日
5	公募型プロポーザル参加申込書の提出期限	4月24日
6	企画提案書等提出期限	5月 8日
7	プレゼンテーション審査の実施	5月27日
8	審査結果通知書の発送	5月下旬
9	契約締結	6月上旬

※受託候補者となった事業者は、速やかに本市と契約に関する詳細な打ち合わせを実施し、契約について協議を行う。なお、受託候補者との契約締結交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

6 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、本業務に係る委託の趣旨を理解し、次の事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 令和5・6年度富士見市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限において、富士見市の指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 本事業について十分な業務遂行能力を有し、過去に類似の業務実績があること。

7 質問・回答の方法

質疑がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。ただし、質疑は本要領に基づいて企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭による質疑は受け付けない。

①提出期限 令和6年4月12日（金）正午まで

②提出方法 電子メール

※宛先は、「3（6）担当窓口（提出先）」とすること。

※送信後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

③回答期日 令和6年4月17日（水）午後5時まで

④質疑に対する回答方法 回答予定期日に質疑提出者に対して市ホームページで公表する（様式5号）
尚、説明会については開催しない。

8 参加資格の審査・結果通知

- (1) プロポーザルに参加する者は、令和6年4月24日（水）正午までに公募型プロポーザル参加申込書（様式第6号）を提出するものとする。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出書類に基づき参加資格の審査を行い、公募型プロポーザル参加資格結果通知書（様式第7号）により参加資格の審査結果通知について通知する。

9 応募期間・応募方法

企画提案を行おうとする者は、下記書類を提出すること。

(1) 提案書の作成方法

次に掲げる書類について、項目ごとにインデックスを付した上で順番にとじ込み、正本1部、副本11部（副本は、社名、ロゴ等提案者が特定される事項は全て空欄又は墨入れ表記とすること。）を作成し、提出するものとする。

- ①提出書類
- ア 会社概要書（任意様式）
※パンフレット1部添付すること。
 - イ 関連業務実績概要書（任意様式） 3枚以内
・直近5年以内の実績
 - ウ 実施体制概要書（任意様式）
・本業務に従事予定の総括責任者、担当者などを記載
 - エ 企画提案書（任意様式）
・A4版 1枚
 - オ 企画提案内容書（任意様式）
・本業務の基本的な考え方及び企画提案内容を記載
・原則A4版 5枚以内
 - カ 実施計画書（任意様式）
・実施手順、工程などを記載
・原則A4版 2枚以内
 - キ 見積書（任意様式）
・積算根拠を示した内訳書を添付

②提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時15分まで

③提出方法 「3（6）担当窓口（提出先）」に直接持参又は郵送
※受付は月曜日から金曜日（土祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送で提出する場合は、配達証明書等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

- (2) 参加申込を行った者は、プレゼンテーション審査の実施までの間は参加を辞退することができる
- (3) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を「3（6）担当窓口（提出先）」に直接持参すること。

10 プレゼンテーション等の日時・内容等

企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日 時 令和6年5月27日（月）午後
（※日時・場所等の詳細は別途連絡する。）
- (2) 手 法 企画提案書に沿ったプレゼンテーション
※追加資料及び資料の差し替えは認めない。
※訂正がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- (3) 所要時間 30分間程度
※20分間以内のプレゼンテーション及び10分間程度の質疑応答とする。
- (4) 出席者数 3名以内
- (5) その他
 - ・計画支援業務主担当者は、必ず出席すること。
 - ・プレゼンテーションに必要な機材の用意は提案者側で準備をする。ただし、スクリーン、プロジェクターについては、使用する場合は、担当者までに事前に連絡をする。

11 受託候補者を選定するための評価基準及び審査方法

- (1) 提出された企画提案書の内容について、別途設置する「第2期富士見市健康増進計画及び第3期富士見市自殺対策計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という）が審査を実施する。
- (2) 提案者が1者の場合であっても、企画提案書などの審査を実施し、評価点の合計が最低基準点を満たしていると判断した場合は、受託候補者として選定をする。
- (3) 評価基準に基づき、審査委員会が評価点を算出し、最も高い評価合計点を獲得した提案者を受託候補者とし、併せて評価合計点の順位に基づき、次点者を選定する。ただし、最も高い評価合計点が120点未満の場合は、受託候補者として選定せず、該当者なしとする。
- (4) 最も評価が高い評価合計点の提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により提案者の順位付けを行うものとする。

12 審査結果通知及び結果の公表

- (1) 審査結果は、全ての提案者に対して、プロポーザル審査結果通知書（様式第9号）

にて通知をする。また、本市ホームページでも審査結果を公表する。

1 3 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は失格とする。

- (1) 受託候補者の資格要件を満たしていない者
- (2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった者
- (4) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (5) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者
- (6) 提案価格が提案上限額を超える金額である者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会の委員長が認める者

1 4 契約方法

- (1) 受託候補者に決定した者と契約内容等の諸条件を協議の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。
- (2) 契約の仕様の詳細部分については、企画提案書の内容に基づき、本市と受託候補者との協議により定めるものとする。

1 5 提案に係る費用の負担

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。

1 6 その他注意事項

- (1) 提出された全ての書類については、返却をしない。
- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (3) 企画提案書の提出は、一提案者につき、一提案とする。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
また、実施体制概要書に記載した本業務の従事予定者は、原則として変更することはできない。
- (5) 企画提案に係る全ての書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等は、本市が必要と認める場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
- (7) 本市は、提出された企画提案書等については、富士見市情報公開条例（平成13年富士見市条例第26号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (8) この要項に定めのない事項及び質疑が生じた場合は、協議により定める。